

# 電気通信事業法及び通信 (信書等を含む)の秘密

---

総務省 総合通信基盤局  
電気通信事業部  
消費者行政第二課

平成30年8月10日

日本国憲法第21条第2項の規定を受け、電気通信事業法第4条(及び第179条の罰則)において「通信の秘密」を保護する規定が定められており、電気通信事業法上「通信の秘密」は厳格に保護されている。

## 電気通信事業において通信の秘密を保護する意義

### ○ 通信の秘密を確保すること

・「自分の通信の中身を誰からも見られない」というユーザの安心感の確立

⇒ ユーザが安心してコミュニケーション手段を利用すること(自分が連絡したい相手とコミュニケーションをとる、自分が知りたい情報を収集する等)が可能

### ○ 電気通信事業者による「通信の秘密」の厳格な取扱いを確保

・「自分の通信の中身を電気通信事業者がみだりに漏らしたりしない」という電気通信事業者に対する信頼の確保

⇒ 電気通信事業者に対する信頼を確立し、ユーザによる電気通信サービスの利用を促進



① 憲法上の要請である「表現の自由」や「知る権利」を実効的に保障

② 電気通信事業法の目的である、電気通信の健全な発達・国民の利便の確保

## 電気通信事業者による通信の秘密の厳格な取扱いを確保するための仕組み

・ 電気通信事業者に対する、より重い罰則規定の適用 (電気通信事業法第179条第2項)

・ 業務の方法に関し通信の秘密の確保に支障があるとき、業務の改善命令 (同法第29条第1項第1号)

・ 電気通信事業者による通信の秘密に属する事項の取扱いについての指針等を作成

(「電気通信事業者における個人情報保護に関するガイドライン」など)

## 1. 日本国憲法

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密はこれを侵してはならない。

## 2. 電気通信事業法

第三条 電気通信事業者の取扱中に係る通信は、検閲してはならない。

第四条 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。

2 電気通信事業に従事する者は、在職中電気通信事業者の取扱中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

第二十九条 総務大臣は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保する為に必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

一 電気通信事業者の業務の方法に関し通信の秘密の確保に支障があるとき。

第一百七十九条 電気通信事業者の取扱中に係る通信（第一百六十四条第三項に規定する通信を含む。）の秘密を侵した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 電気通信事業に従事する者が前項の行為をしたときは、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

## 1. 通信の秘密の範囲

通信の秘密とは、①個別の通信に係る通信内容のほか、②個別の通信に係る通信の日時、場所、通信当事者の氏名、住所、電話番号等の当事者の識別符号、通信回数等これらの事項を知られることによって通信の存否や意味内容を推知されるような事項全てを含む。

## 2. 通信の秘密の侵害

通信の秘密を侵害する行為は、以下の3類型に大別されている。なお、通信の秘密の保存自体も侵害に該当し得る。

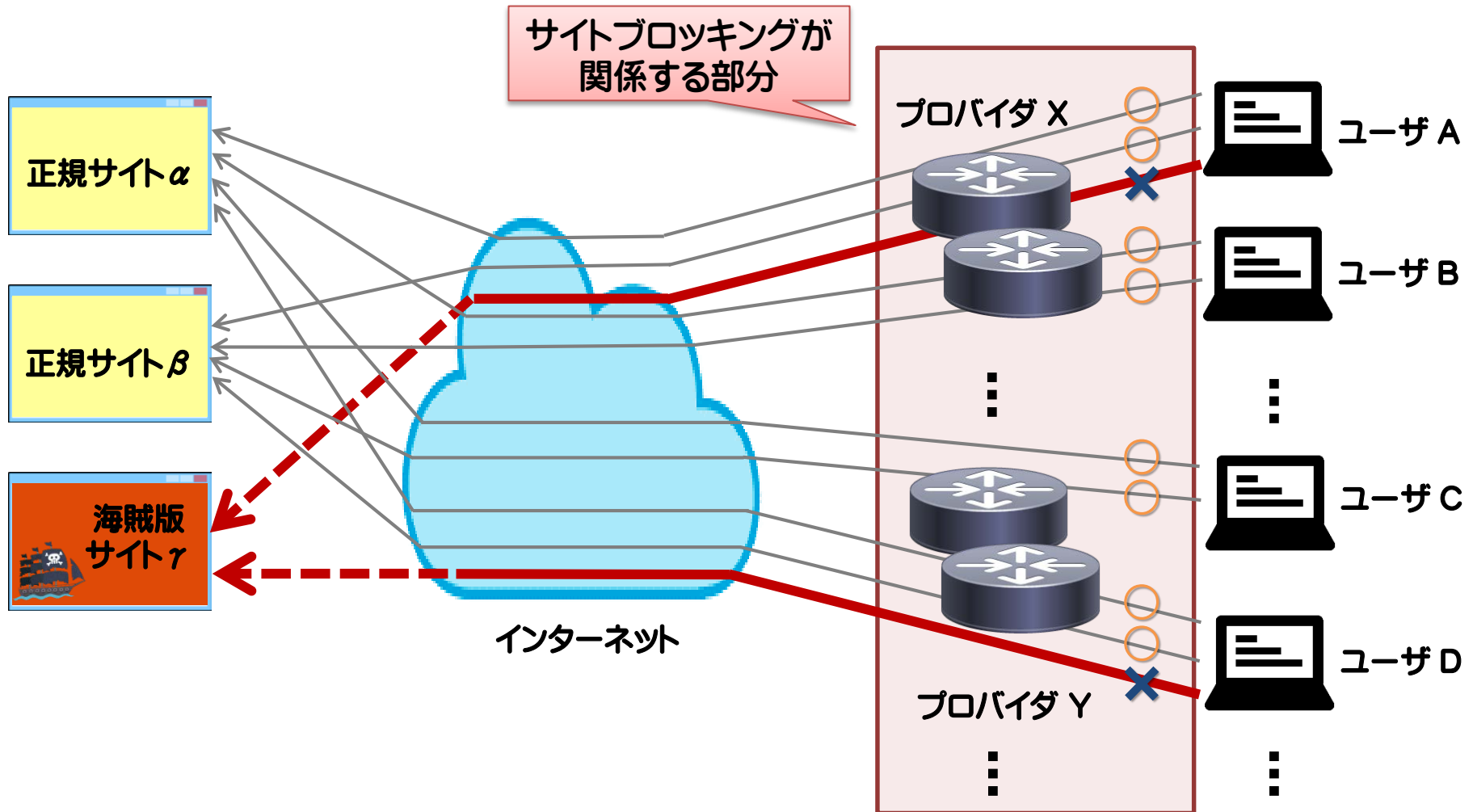
- **知得**＝「積極的に通信の秘密を知ろうとする意思のもとで知り得る状態に置くこと」
- **窃用**＝「発信者又は受信者の意思に反して利用すること」
- **漏えい**＝「他人が知り得る状態に置くこと」

## 3. 通信の秘密の侵害の違法性阻却事由等 (＝該当するケースは限定的)

- 通信当事者の有効な同意がある場合 (例：フィルタリングサービス)
- 通信当事者の有効な同意がない場合であっても以下の場合
  - (1) 法令行為に該当する場合 (例：令状による通信履歴の差押え)
  - (2) 正当業務行為に該当する場合 (例：料金請求のための通信履歴の活用)
  - (3) 正当防衛、緊急避難に該当する場合 (例：人命救助のための利用)

# サイトブロッキングにおける通信の秘密の侵害 (イメージ図)

サイトブロッキングの実施のためには、各プロバイダが(海賊版サイトへの接続を目的とした通信のみならず、)加入する全てのユーザの全ての通信の宛先を網羅的に確認することが必要。  
⇒ 海賊版サイトへアクセスしようとする者のみならず、加入する全てのユーザの通信の秘密を侵害。



## 信書の秘密の保護

○郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）

（秘密の確保）

第八条 会社の取扱中に係る信書の秘密は、これを侵してはならない。

2 郵便の業務に従事する者は、在職中郵便物に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

⇒憲法第21条第2項が定める「通信の秘密」の保護に基づき、信書(※)の秘密の保護について規定している。保護の対象には、信書の内容のみならず、差出人や受取人の住所や氏名等、信書に関する一切の事項が含まれ、これに違反すれば罰則が適用される。

※「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」(郵便法第4条第2項)

## 札幌税関検査事件(最高裁昭和59年12月12日大法廷判決)

（提訴内容）

Xが外国から輸入しようとした郵便物の中に性行為を描写した貨物があったことから、税関長から、関税率法で輸入禁制品と規定する「風俗を害すべき書籍、図画」等に該当する旨が通知され、輸入できなかったことに対し、税関長の輸入禁制品にあたることとした通知の取消し等を求めて訴訟を提起した事件。

（当該事件における郵便物に関する信書の秘密）

憲法第21条第2項後段の規定により、郵便物については信書の秘密を保障するものであるが、Xあての郵便物には信書が含まれていなかったことから、信書の秘密を侵すものではない。

なお、関税法第76条第1項ただし書の規定によれば、郵便物に関する税関検査は信書以外の物についてされるものである。

**日本国憲法（昭和二十一年憲法）**

第二十一条（略）

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

**郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）**

第四条（事業の独占）（略）

2 会社（契約により会社から郵便の業務の一部の委託を受けた者を含む。）以外の者は、何人も、他人の信書（特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書をいう。以下同じ。）の送達を業としてはならない。二以上の人又は法人に雇用され、これらの人又は法人の信書の送達を継続して行う者は、他人の信書の送達を業とする者とみなす。

3・4（略）

第八十条（信書の秘密を侵す罪） 会社の取扱中に係る信書の秘密を侵した者は、これを一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 郵便の業務に従事する者が前項の行為をしたときは、これを二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

## 関税法 (昭和二十九年法律第六十一号)

(郵便物の輸出入の簡易手続)

第七十六条 郵便物(その価格(輸入されるものについては、課税標準となるべき価格)が二十万円を超えるもの(寄贈物品であるものその他の政令で定めるものを除く。))及び第三項の政令で定める場合に係るものを除く。以下この項、第九十四条及び第百十四条の二第十四号において同じ。)については、第六十七条から第六十九条まで(輸出又は輸入の許可・輸出申告又は輸入申告の手続・輸出申告の特例・輸出の許可の取消し・特例輸出貨物の亡失等の届出・承認の要件・規則等に関する改善措置・帳簿の備付け等・輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出・承認の失効・承認の取消し・許可の承継についての規定の準用・製造者の認定・規則等に関する改善措置・認定製造者の認定を受けている必要がなくなつた旨の届出・認定の失効・認定の取消し・許可の承継についての規定の準用・輸入申告の特例・輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類・貨物の検査に係る権限の委任・貨物の検査場所)及び第七十条から第七十三条まで(証明又は確認・原産地を偽つた表示等がされている貨物の輸入・関税等の納付と輸入の許可・輸入の許可前における貨物の引取り)の規定は適用せず、前条中「仮に陸揚げされた貨物(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第四十八条第一項(輸出の許可等)の規定による許可を受けなければならないものを除く。第百八条の四第一項及び第二項並びに第百十一条第一項第一号において同じ。))を除く」とあるのは、「外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第四十八条第一項(輸出の許可等)の規定による許可を受けなければならないものに限る」と読み替えて、同条の規定を適用する。ただし、税関長は、輸出され、又は輸入される郵便物中にある信書以外の物について、政令で定めるところにより、税関職員に必要な検査をさせるものとする。

2 税関職員は、前項ただし書の検査をするに際しては、信書の秘密を侵してはならない。

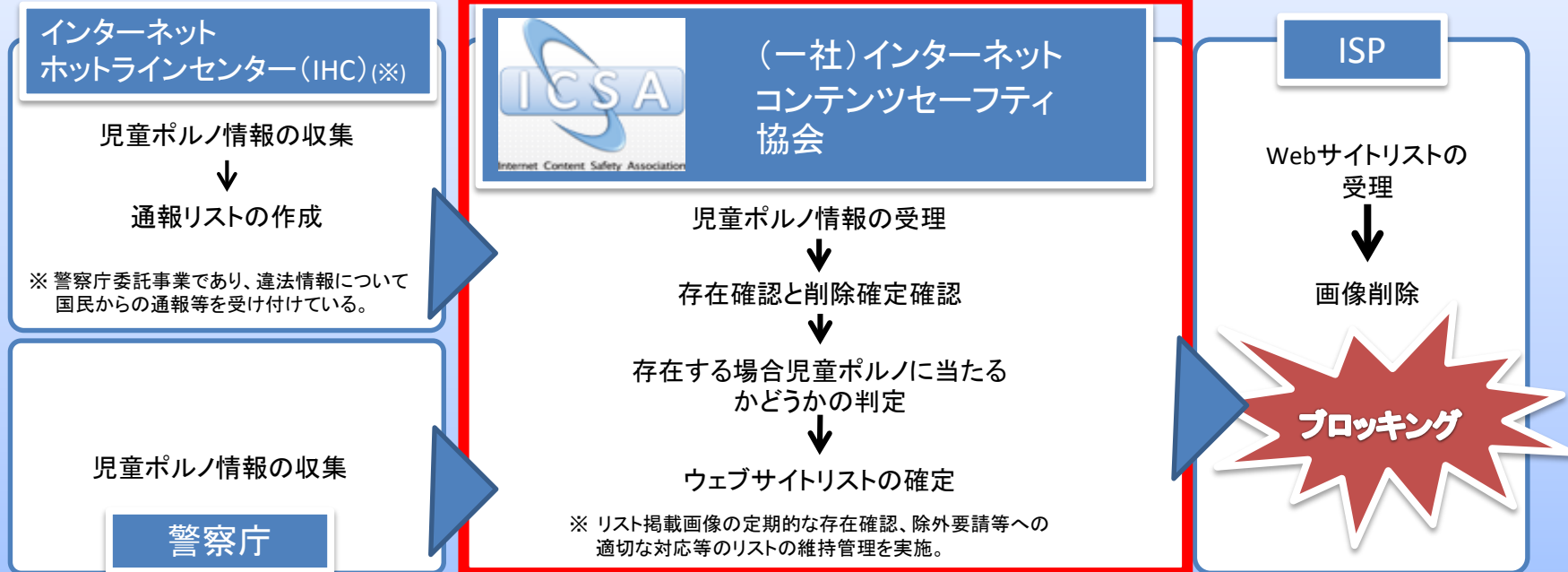
3～5 (略)



## ○児童ポルノブロッキング導入に係る経緯

総務省や警察、民間事業者間での検討を踏まえ、平成22年の犯罪対策閣僚会議で策定された「児童ポルノ排除総合対策」において、平成22年度中にISP等の関連事業者が自主的にブロッキングを実施することが可能となるよう対策を講じることが記され、平成23年4月から関連事業者によるブロッキングが実施されている。

## ○ブロッキングの仕組み



## ○ (一社)インターネットコンテンツセーフティ協会 (ICSA) の概要

- 平成23年3月に発足。
- 加盟団体数：84社・団体（2018年7月4日現在）
- 「児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体」として、児童ポルノ画像が掲載されたサイトに係るアドレスリストの作成・管理を行うなど、インターネットを通じた違法コンテンツの流通を防止するために民間事業者等が講じる各種取組を支援することにより、安全なインターネット環境の実現に寄与することを目的としている。

- 代表理事：森田 昌克 ((一社)日本ケーブルテレビ連盟 理事・事務局長)
- 副代表理事：杉原 佳典 (Google株式会社 執行役員 公共政策・政府渉外担当)
- 理事：有木 節二 ((一社)電気通信事業者協会 専務理事)
- 岸田 隆司 (KDDI株式会社 渉外・広報本部 渉外部長)
- 北村 和広 (NTTコミュニケーションズ株式会社 ネットワークサービス部 オープンネットワークサービス部門 担当部長)
- 立石 聡明 ((一社)日本インターネットプロバイダー協会 副会長)
- 丸橋 透 ((一社)テレコムサービス協会 サービス倫理委員長)
- 吉田 奨 (ヤフー株式会社 政策企画本部 政策企画部長)
- 監事：松井 敏彦 (ソフトバンク株式会社 渉外本部 約款・サービス部長)